

- ▶ 特定保健指導を利用しましょう!
- ▶ 被扶養者資格の再確認とご提出のお願い
- ▶ 「仕事中」「通勤途中」の病気やケガに保険証は使えません

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

健診を受けた後の行動こそが大切です

特定保健指導 を利用しましょう!



特定保健指導とは?

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された40～74歳の方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

健診を受けた**40歳以上**の方のうち

腹囲

男性 **85cm**以上
女性 **90cm**以上

or

BMI

25以上

さらに
+

以下の追加リスクが**1つ以上**ある方

血圧

血糖

脂質

喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加

特定保健指導

対象者に該当

40歳～74歳までの方

メタボ

メタボ
予備軍



特定保健指導の流れ



STEP1 ▶ 初回面談

個別またはグループでの面談を行い、目標と行動計画を立てる

STEP2 ▶ 行動計画の実践

保健師または管理栄養士のサポートを受けながら、初回面談で設定した行動計画を実践

STEP3 ▶ 目標達成度のチェック

目標を達成できたか確認するとともに、引き続き健康づくりをサポート

3～6
か月後

事業主の皆さまへのお願い

特定保健指導に該当された方が生活習慣を改善しないまま放置していると、命に関わる重大な病気になる恐れもあります。従業員の健康、事業所の将来を守るため、特定保健指導のご案内を従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的に声がけいただきますようお願いいたします。

コラム

インセンティブ制度と特定保健指導

「特定保健指導の実施率」はインセンティブ制度の評価項目のひとつです。

令和3年度における静岡支部の実績は全国47支部中**40位**と、令和2年度の22位から大幅に順位を下げる結果となりました。

インセンティブ制度の順位を上げるためにも、皆さまの健康維持・向上のためにも、ぜひ**特定保健指導**をご利用ください!



被扶養者資格の再確認とご提出のお願い

協会けんぽでは、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト(※)」をお送りしておりますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認です。ご理解とご協力をお願いいたします。

※再確認の対象となる被扶養者がいない場合はお送りしていません。

提出期限

令和5年
12月8日(金)

お問い合わせ先 (被扶養者状況リスト等の記入方法について)

専用ダイヤル
(令和5年12月20日まで)

0570-023-123

受付時間 月～金曜日
8:30～17:15 ※土・日・祝日は除く



ご注意ください

「工作中」「通勤途中」の病気やケガに

保険証は使えません



工作中・通勤途中の病気やケガは「健康保険」ではなく「労災保険」の対象となるため、保険証は使えません。

保険証が**使える**

- 工作中・通勤途中以外の病気やケガ



健康保険の対象

保険証が**使えない**

- 業務上の理由によって病気やケガになったとき(業務災害)
 - ・長時間労働により脳や心臓の病気を発症した
 - ・出張先で事故にあった など
- 通勤途中にケガをしたとき(通勤災害)
 - ・出勤途中に階段で足を踏み外した
 - ・帰宅途中にバイクで転倒した など



労災保険の対象

●ケガ等により保険証を使用して医療機関を受診された場合、労災保険に該当しないか確認するため、協会けんぽから「負傷原因届」の照会文書をお送りしています。速やかなご返送にご協力をお願いします。

もし労災保険に該当したら？

- 保険証は使えません。医療機関を受診される際は、窓口で業務災害・通勤災害で病院にかかることをお伝えください。
- 業務災害・通勤災害での受診で保険証を使用した場合、協会けんぽが負担した医療費を返納していただきます。



労災保険に該当するか判断が難しい場合には、**お勤め先を管轄する労働基準監督署**にご相談ください。